

# 地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和5年度の取組状況等について

令和6年3月22日

# 地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和5年度の取組状況について

令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）第51条による地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）に係る改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）が令和5年4月1日に施行された。

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）においては、令和5年度（本年度）、地方公共団体等における改正法の着実かつ円滑な運用、個人情報の適正な取扱いを確保するため、多岐にわたる取組を実施した。

## 〈令和5年度における目標と取組の方向性〉（令和5年3月29日第238回委員会）

### 【目標】 委員会と地方公共団体等との信頼関係の維持・強化を通じた地方公共団体等の行政運営の適正かつ円滑な運営の確保

- 改正法の施行後、地方公共団体等においては個人情報保護制度及びその運用等に大幅な変化が生じる中、全ての地方公共団体等において適正かつ円滑な形でその運用を確保していく（＝新たな制度を浸透させていく）ためには、委員会との長期的な信頼関係の構築が肝要。
- 令和4年度、改正法施行への対応・準備を契機に構築した委員会と地方公共団体等との関係を、改正法施行後も緊密なコミュニケーション等を通じて維持・強化していく。

### 【令和5年度における取組の方向性】

- ① 実態を踏まえた運用の更なる検討及び制度の浸透に向けた周知・啓発活動の展開
- ② 改正法施行後の地方公共団体等における適正な対応の確保

# 地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和5年度の取組状況について

## 取組の方向性① 実態を踏まえた運用の更なる検討及び制度の浸透に向けた周知・啓発活動の展開

### ◆ 地方公共団体等における制度運用実態等の把握

- 地方公共団体4団体に対し、制度の運用状況や課題・意見等について聴取すべく、**令和6年2月14日第272回委員会においてヒアリングを実施**

※ 京都府（都道府県）、岡山市（指定都市）、宮崎県都城市（市）、埼玉県上里町（町）

- 都道府県及び市町村を直接訪問し、制度運用の実態や好事例、当該団体の抱える課題、制度や委員会への要望を把握すべく、**対面での意見交換を実施**

＜対応の実績＞

➤ **意見交換実施団体数 44団体**（12府県、7指定都市、9中核市、8市、8町村）

➡【地方公共団体からの主な要望】

- Q & A等を改正し、照会回答例や具体的事例を充実して欲しい。
- 委員会による研修機会や研修資料の提供、相談窓口の体制確保など、引き続きサポートを充実して欲しい。

### ◆ 地方公共団体等に対する制度運用に資する情報の提供

- Q&A（行政機関等編）の追加・更新**（令和6年3月予定）
- 地方公共団体職員向け研修動画の公表
- D X推進リーダー育成特別研修における講演
- 地方公共団体等が広く活用できる周知・啓発資料の作成、公表（広報パンフレット、解説動画、マンガ、アニメーション動画）
- 地方公共団体職員に対してオンラインセミナーを実施（監視・監督室）
- 自治大学校、地方公共団体情報システム機構等の研修機関等と連携し、個人情報の適切な取扱いの確保や安全管理措置に関する研修を実施（監視・監督室）

# 地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和5年度の取組状況について

## 取組の方向性① 実態を踏まえた運用の更なる検討及び制度の浸透に向けた周知・啓発活動の展開

### ◆ 地方ブロック担当窓口を通じた相談・照会への対応

- ・ 改正法施行への対応・準備を契機に令和4年度に構築した地方ブロックごとの担当窓口を令和5年度も維持
- ・ 当該窓口においては、法解釈はもとより、新たな制度の運用や各地方公共団体等が実施する事業における保有個人情報<sup>※</sup>の取扱い等、深化・多様化する課題や相談に寄り添い、適切にサポートを実施

<対応の実績>

➤ **相談・照会への回答件数** (延べ) **1,927件** ※令和5年4月1日～令和6年2月29日時点の集計

### ◆ 地方公共団体に対する研修の企画・検討

- ・ 地方公共団体との意見交換の結果を踏まえ、令和6年度から、地方公共団体向け研修を実施すべく、実施対象、内容、効果的な研修手法等について検討するとともに、都道府県に対する研修開催希望調査を実施
- ・ 委員会事務局経験者（地方公共団体からの出向職員）を招集して、研修内容について検証・意見交換を実施

# 地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和5年度の取組状況について

## 取組の方向性② 改正法施行後の地方公共団体等における適正な対応の確保

### ◆ 地方公共団体等における改正法の着実かつ円滑な施行への対応

- 地方公共団体の法施行条例（手数料条例を含む。以下同じ。）について、整備状況調査等により、28の一部事務組合が令和5年4月1日時点において未措置の状況にあることを把握
  - ➡ 当該未措置団体に対して個別アプローチを行い、法施行条例の整備が完了したことを確認
- 地方公共団体が定めた法施行条例は、いずれも個人情報保護法第167条第1項に基づき委員会に届出がなされ、委員会において同条第2項に基づき公表
  - ＜対応の実績＞
    - **法施行条例の公表件数 3,338件**

### ◆ 法施行条例の内容に関する分析及び地方公共団体等への支援

- 法施行条例の内容について、精緻な分析を行い、その実態や傾向を把握（現在調査中）
- 今後は、この調査結果を踏まえ、必要に応じ、制度運用に関し留意すべき点の全国的な周知・助言や、課題を有する団体の個別アプローチの実施について検討

# 令和6年度の地方公共団体等に対する対応の方向性について

## 【目標】 委員会と地方公共団体等との信頼関係の維持・強化及び地方公共団体等の職員の更なる理解促進を通じた、地方公共団体等における適正かつ円滑な行政運営の確保

委員会においては、令和6年度（来年度）、地方公共団体等における改正法の着実かつ円滑な施行、個人情報情報の適正な取扱いを確保するため、以下のとおり、引き続き各種の取組を実施する。

### ◆地方公共団体等における改正法の着実かつ円滑な施行への支援

- ・ 地方ブロックごとの担当窓口を引き続き設置し、地方公共団体等の照会や相談に寄り添い、適切にサポートを実施する。
- ・ 令和5年度の法施行条例の内容分析を踏まえた地方公共団体等へのフォローアップを実施する。

### ◆地方公共団体の機関の実務に即した研修等の実施

- ・ 地方公共団体職員向けの実務に即した研修を都道府県単位で実施する。
- ・ 自治大学校、地方公共団体情報システム機構等の研修機関等と連携し、様々な媒体を活用して、教育委員会等も含め、幅広い対象の多くの職員へ研修を実施する。（「監視・監督方針」再掲）
- ・ 地方公共団体から参加希望を募り、漏えい等事案の初動対応の訓練を実施する。（「監視・監督方針」再掲）

### ◆地方公共団体等に対する制度運用に資する情報の提供

- ・ 地方公共団体等のニーズを踏まえ、事務対応ガイドやQ & Aを適時適切に更新するほか、研修資料や広報資料等、制度運用に有用な情報を提供する。

### ◆地方公共団体等における制度運用実態等の把握

- ・ 地方公共団体等における制度運用に関する課題等を積極的に把握し、今後の制度の在り方に関する議論等につなげていく。
- ・ 令和5年度中における保有個人情報の取扱いに関する施行状況調査を実施し、分析結果を公表する。（「監視・監督方針」再掲）

# 令和6年度の地方公共団体等に対する対応の方向性について

## 【参考】令和6年度 個人情報保護委員会における監視・監督方針

### 1. 個人情報保護法に係る監視・監督の方針

※令和6年3月6日第275回委員会資料から地方公共団体等関連部分を抜粋

#### (1) 漏えい等報告や日常的監視に基づく対応

個人データ及び保有個人情報の漏えい等事案の報告に対しては、各事案について効果的かつ効率的に発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないように機動的に必要な指導・助言、勧告等の法執行を行う。

加えて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に関する総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）に寄せられる情報その他の情報を総合的に活用し、こうした日常的な監視等により発覚した個人データ及び保有個人情報の不適切な取扱事案について、事業者及び行政機関等に対して指導・助言及び勧告を行うほか、必要に応じて報告徴収及び立入検査又は資料の提出の求め及び実地調査を行う。

（中略）

また、これらの監視・監督活動により、特定の分野や特定の類型などにおける漏えい等事案が確認された場合等には、必要に応じて当該対象（関連する事業者、業界、団体等）に向けた注意喚起等を行う。

# 令和6年度の地方公共団体等に対する対応の方向性について

## 【参考】令和6年度 個人情報保護委員会における監視・監督方針

### (2) 実地調査

行政機関等は、民間部門と異なり、法令等により個人情報等を取得する権限を有し、また、保有する個人情報が多大となり得ることから、透明性と信頼性の確保が特に重要であることを踏まえ、委員会において議決した調査計画に基づき、調査対象機関を選定して計画的な実地調査を行う。調査の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の規定に基づく立入検査と一体的に行う等、効果的かつ効率的に実施していく。令和6年度においては、約50～60機関を対象として実地調査を行う予定である。（中略）

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）に対しては、過去の漏えい等事案の有無やその規模、過去の実地調査の結果等のリスク評価に有用な情報を分析し、優先度付けした上で、その中から、マイナンバー法の規定に基づく立入検査との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味して実地調査を行う。

これらの調査により、委員会は、個人情報保護法及び委員会が公表している各種ガイドライン等に照らし、不適切又は違法な個人情報等の取扱いがなされているか否かを明らかにし、機動的に必要な指導・助言、勧告等を行う。

実地調査において不備事項が確認された行政機関等に対しては、必要に応じて、当該行政機関等のマネジメント層との間でハイレベルのリスクコミュニケーションの場を設け、改善に向けた的確かつ迅速な取組を促すとともに、リスク管理等に関する意見交換を実施することで、調査では明確になり難いガバナンス面等の課題についても把握し、アドバイス等の支援を実施する。

また、実地調査の対象とした機関名、指摘事項の概要等については、原則として、「上半期における個人情報保護委員会の活動実績」及び個人情報保護法第168条の規定に基づき毎年国会に報告する「個人情報保護委員会年次報告」に記載し、委員会ウェブサイト等で公表することとする。